

倉吉市防犯街灯設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条及び星空に優しい安全なまちづくりLED防犯街灯設置等促進事業補助金交付要綱（平成30年6月21日施行）の規定に基づき、倉吉市防犯街灯設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、防犯街灯を設置する費用の一部を補助することにより、夜間における地域住民の安全を確保することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治公民館が行うLED防犯街灯の新設若しくはLED防犯街灯への切替え（既設の防犯街灯で照明器具がLED以外によるものをLEDによるものに切り替えることをいう。以下同じ。）又はLED防犯街灯の交換（既設のLED防犯街灯が経年劣化等により故障した場合の、当該故障からLED防犯街灯を復旧させるための器具の交換をいう。以下同じ。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、LED防犯街灯の新設若しくはLED防犯街灯への切替え又はLED防犯街灯の交換の工事に要した費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、防犯街灯1基につき、32,000円を限度額として、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 防犯街灯設置場所見取図及び現況写真
- (2) 施行見積書の写し

(交付決定の時期等)

第7条 補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付を受けて新設し、切り替え、又は交換したLED防犯街灯の維持管理は、LED防犯街灯の交換に要する費用について補助金の交付を受ける場合を除き、当該補助金の交付を受けた自治公民館が負担するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止に係る変更

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助対象事業が完了した日から起算して14日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事完了後の写真

(2) 工事費請求書の写し

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（1）事業計画書

補助対象事業	事業予定期間	事業の内容
	年 月 日から 年 月 日まで	

（2）収支予算書

（単位：円）

収入		支出	
市補助金			
公民館会計			
計		計	

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

自治公民館
館長 様

倉吉市長 団

倉吉市防犯街灯設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった倉吉市防犯街灯設置補助金の交付については、倉吉市補助金等交付規則第6条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の内容
補助金交付申請書に記載のとおり

2 補助事業に要する経費 円

3 補助金の額 円

4 交付条件

（1）設置後は、地元管理とする。

様式第3号（第10条関係）

1 事業報告書

防犯街灯設置事業の実績	
防犯街灯設置事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

2 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

補助対象事業	予算額			精算額			差引 増減
	補助	その他	計	補助	その他	計	

(2) 支出

(単位：円)

補助対象事業	予算額	精算額	差引	精算額の内訳	摘要